2　この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a)　そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b)　そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることを両締約国政府が共同で決定する場合

(c)　核物質について、機関が、第四条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことを決定する場合

第十条

1　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府若しくはその認められた者に対する商業上若しくは産業上の優位を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。

2　両締約国政府は、この協定の効果的な実施のため、国内の核物質計量管理制度に基づき、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の最新の在庫目録を毎年交換する。

3　転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。

第十一条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びトルコ共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従って確保する。

第十二条

1　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2　この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、次の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。

(a)　各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる。）、指名された二人の仲裁裁判官は、相互の合意により第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を指名する。

(b)　仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。国際司法裁判所長が一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長がいずれか一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所における先任の裁判官であって、いずれの一方の締約国政府の国の国民でもなく、かつ、その任命を行うことができるもの）に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。

(c)　第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、(b)に規定する手続と同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。

(d)　仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。

(e)　仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

(f)　各締約国政府は、自らが指名した仲裁裁判官に係る費用及び自らが仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁裁判長がその職務を遂行するための費用及び仲裁裁判所の残余の費用は、両締約国政府が均等に負担する。

第十三条

1　日本国政府又はトルコ共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、トルコ共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a)　第三条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b)　第四条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2　日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3　いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a)　当該行動の影響

(b)　当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4　この協定に基づいて移転された核物質、資材又は設備の返還を要求するこの条の規定に基づく権利は、両締約国政府が相互に受け入れることができる条件及び手続に従って行使される。

5　いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。

(a)　1に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかったとき。

(b)　2に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

第十四条

1　両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の改正について、相互に協議する。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、次条1に規定する手続と同様の手続に従い、効力を生ずる。

2　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。附属書の修正は、日本国政府がトルコ共和国政府から必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第十五条

1　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。